指定訪問介護におけるサテライト事業所の設置に係る取扱指針

令和３年４月１日制定

高知県子ども・福祉政策部高齢者福祉課

**１　基本要件**

訪問介護事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点となる事業所（以下「本体事業所」という。）ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から必要と認められる本体事業所とは別にサービス提供を行う出張所等（以下「サテライト事業所」という。）であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として本体事業所に含めて指定することができる取り扱いとする。

（１）利用申込みに係る調整、訪問介護の提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

（２）職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、本体事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、サテライト事業所等の従業者が急病等で訪問介護の提供ができなくなった場合に、本体事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

（３）苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

（４）事業の目的、運営方針、営業日、営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。

（５）人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

**２　サテライト事業所の人員配置**

（１）管理者

本体事業所に置かれている管理者は、サテライト事業所を含めて一元的に管理すること。

（２）訪問介護員

指定訪問介護事業所におけるサテライト事業所にあっては、本体事業所と合わせて訪問介護の提供に当たる訪問介護員等を常勤換算方法で2.5以上となる員数を配置すること。

**３　設備基準**

（１）事務室

事業の運営に必要な専用の面積を有するものとする。

（２）設備及び備品

訪問介護の提供に必要な設備・備品を確保する必要がある。特に、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要がある。

**４　事前協議**

サテライト事業所の設置を希望する事業所は、設置希望日の２ヶ月前までに事前協議を行うものとする。事前協議にあたっては、次の必要書類を提出するものとし、本体事業所の一体的な管理体制及びその実行のための内容等について明確に示すこと。

（１）サテライト事業所の設置を必要とする理由（地域の特性、通常の事業所を設置することが困難な理由）を記載した書面

（２）一体的に運営できることについての報告書

（３）従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表

（４）その他確認に必要な書類

**５　指定申請若しくは変更届提出の際の添付書類**

サテライト事業所の設置を含む指定申請を行う場合又はサテライト事業所を設置するための変更届を提出する場合は、次の書類を添付すること。

（１）変更届出書（既存の事業所にサテライト事業所を設置する場合のみ）

（２）運営規程（変更後分）

（３）従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表

（４）図面及び写真

（５）位置図

（６）一体的に運営できることについての報告書

（７）サテライト設置に係る誓約書

（８）サテライト事業所に係る土地・建物賃貸借契約書

（９）体制等に関する届出書

（10）サテライト事業所用の体制等状況一覧表

**６　申請・届出先**

サテライト事業所に係る指定申請先又は変更届出先は、本体事業所を所管する高知県子ども・福祉政策部高齢者福祉課とする。